

豊科高等学校 わいせつな行為根絶のための校内ルール

[令和元年5月制定]

[令和4年7月改定]

- 1 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう、鍵は誰もが使える状態にしておく。
- 3 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口（教頭・生徒指導主事・養護教諭・生徒相談担当）または校外通報・相談窓口（下記参照）へ連絡する。

主な校外通報・相談窓口

教職員通報・相談窓口

封書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて

メール：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

長野県子ども支援センター

子ども専用無料電話 0800-800-8035

大人用ダイヤル 026-225-9330

[月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜・祝日・年末年始は休み）]